

山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会設置要綱

平成18年5月19日

教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 教育委員会の諮問機関として、山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の適正規模及び通学区域の設定又は変更に関する事項の調査及び審議を行ない、その意見を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市自治会連合会役員
- (4) 市PTA連合会役員
- (5) 市立保育園保護者会役員
- (6) 市立小中学校長会役員

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。